○特定商取引に関する法律

平成二九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六〇）本則一条（平成二九・一二・三までに施行）

第二条①（柱書略）
一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所（代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供
二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客から役務提供契約を締結して行う役務の提供

②この章及び第五十八条の十九において「通信販売」とは、売買契約又は役務提供契約の締結について、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供であって電話勧誘販売に該当しないものをいう。

③この章及び第五十八条の二十第一項において、「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から、当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客から当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供をいう。

④この章並びに第五十八条の十九及び第六十七条第一項において「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるもので政令で定めるものをいう。

一―三（改正により追加）

第三条①（柱書略）
一 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者に、当該販売業者又は役務提供事業者が、当該販売業者又は役務提供事業者の指定する商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所（代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供
二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客から役務提供契約を締結して行う役務の提供

②この章及び第五十八条の十九において「通信販売」とは、売買契約又は役務提供契約の締結について、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供であって電話勧誘販売に該当しないものをいう。

③この章及び第五十八条の二十第一項において、「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から、当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客から当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供をいう。

④この章並びに第五十八条の十九及び第六十七条第一項において「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるもので政令で定めるものをいう。

一―三（改正により追加）

第四条（**訪問販売における書面の交付**）
販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商取引に関する事項を記載した書面をその申込みを受けた際に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際の売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。
一―四（略）
五 第九条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第一項から第七項までに関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）
六（略）

第五条①（柱書略）
一 営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。
二 営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利又は役務について売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したとき（営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。
三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは指定権利について売買契約又は役務提供契約を締結したとき又は役務について役務提供契約を締結したとき。

②販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結したときは、商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項及び第六項の規定による書面の交付に代えて、当該売買契約の申込みを受けた者に対し、当該売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

第六条①（柱書略）
一―四（略）
五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む。）
六、七（略）
②④（略）

第六条の二（**合理的な根拠を示す資料の提出**）
不実のことを告げる行為をしたか否かが判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条及び第八条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者が、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

第七条（**指示**）
主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
一 略
二 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をする際に、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約若しくは役務提供契約を締結したとき。
三 売買契約を締結したとき。
四 前三号に掲げるもののほか、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（改正後の四）
（改正により追加）

（業務の停止等）
②（改正により追加）
（改正後の①）

第八条①（略）
②（略）
③販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合に、売買契約又は役務提供契約の解除があつた場合において、当該販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第六条第二項の規定に違反し、若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、又は販売業者又は役務提供事業者が同条の規定に対する指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。
②（略）

第八条の二（改正により追加）

第八条の三（**訪問販売における契約の申込みの撤回等**）
第九条①　販売業者又は役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合において、その申込みをした者が、当該販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合において、その申込みをした者が、当該販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合において、その申込みをした者が、当該販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは指定権利若しくは役務について売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは指定権利若しくは役務について売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合において、当該販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは指定権利若しくは役務について売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、書面により当該売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回等を行う旨の申込者等（以下この条において「申込者等」という。）に対する告げられた内容が事実であると誤認をし、又は当該販売業者若しくは役務提供事業者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定める期間内に当該売買契約若しくは当該役務提供契約の撤回等を行うことができる旨を記載した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合」においては、この限りでない。
②―④（略）
⑤販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合に、当該販売業者又は当該役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第六条第二項の規定に違反し、若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、又は販売業者又は役務提供事業者が同条の規定に対する指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。
②（略）

は、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利の行使により施設が利用された時又は役務が提供され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭を請求することができない。

⑥⑦ 略

役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行った場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

⑧ 略

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）

第九条の二① （柱書略）

一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約

二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく供給を履行することにより申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量かその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

②③ 略

（訪問販売における契約の申込みみ又はその承諾の意思表示の取消し）

第九条の三① ③ 略

④ 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によって消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

（通信販売についての広告）

第一一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合において広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られるものをいう。）を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

一―三 略

四 商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）

五 略

（誇大広告等の禁止）

第一二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合において広告をするときは、当該商品若しくは当該権利又は当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

第一二条の二① 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ない電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を用いる方法であって主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件に係る電子メール広告（以下この節において「通信販売電子メール広告」という。）をすることを知って、又は申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約の締結の時から五年を経過したときに、当該商品若しくは当該権利の売買契約又は

た者又は売買契約を締結した場合において、その売買契約の購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その者に係る商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の撤回又その売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）をすることができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合（当該売買契約が電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第二条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合については、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて主務省令で定める方法により表示していた場合）には、この限りでない。

② 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しは指定権利の移転があつたときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする。

（改正後の第一五条の三）

（電話勧誘販売における書面の交付）

第一八条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘行為により、電話勧誘客から商品若しくは指定権利につき当該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は役務につき当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受け承諾した際に、商品を引き渡し、若しくは指定権利の移転を受け、又は役務を提供し、契約を締結した場合においては、この限りでない。

一～四 （略）

五 第二十四条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第七項若しくは第十項までの規定による売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六 （略）

領したとき、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項及び第二項の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

（電話勧誘販売における承諾等の通知）

第二〇条 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利又は役務提供契約の申込みをした指定権利の移転を受け、若しくは当該役務の提供を受けようとする者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

（禁止行為）

第二一条① （略）

一～四 （略）

五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六・七 （略）

②③ （略）

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第二一条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為を行つたものと断定するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条及び第十三条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

（指示）

第二二条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条から第二十一条までに規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 （略）

二 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約若しくは役務提供契約の申込みを撤回若しくは解除を妨げるために、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘販客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第一十一条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。（改正後の五）

（改正後の①②）

新二・四 （改正により追加）

（改正により追加）

（業務の停止等）

第二三条① 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し若しくは前各号に掲げる行為為を行つた場合において電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者がこれらの規定に違反した者又は販売業者若しくは役務提供事業者に対し、その販売業者又は役務提供事業者に対し、不正以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

② （略）

第二三条の二 （改正により追加）

（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）

第二四条① 販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘客から商品若しくは指定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者に郵便等により当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを撤回若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘客と商品若しくは指定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約を締結した場合において、その売買契約又は役務提供事業者は、前項第一号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部を受役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第十九条の書面を受領した日（その日前に第十八条の書面を受領した日を経過した場合については、その者が、販売業者若しくは役務提供事業者が第二十一条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらのことによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等をすることが困難であつたと認められる場合には、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みを撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②～④ （略）

⑤ 役務提供事業者又は指定権利の販売業者は、役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の行使により施設が利用されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の代金として支払を請求することができない。

⑥ （略）

⑦ 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対して、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

⑧ （略）

新第二四条の二 （略、改正後の第二四条の三）

第二四条の二 （略、改正により追加）

（適用除外）

第二六条① （略）

一～七 （略）

八 （略）

第九項に規定する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する投資助言・代理業の提供、同条第十項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十項に規定する金融商品の販売又は役務の取引業者が行う同条第八項に規定する投資助言・代理業の提供、同条第十一項に規定する金融商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する登録金融機関が行う同条第三十三条の五第一項第三号に規定する商品の販売又は役務の提供、

同法第七十九条の十に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の七第一項に規定する役務の提供及び同法第三条第三十項に規定する証券金融会社が行う同法第百五十六条の二十四第一項又は第百五十六条の二十七第一項に規定する宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）が行う宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

ロ　（略）

ハ　イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護するために必要があると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

新②
②③　（改正により追加）

④　（柱書略）

三　第五条第一項又は第十九条第一項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

改正後の③④

⑤　（柱書略）

二　（略）

三　販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けて又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することが相手方の利益を損なうおそれがないと認められる場合として政令で定めるものに該当する訪問販売

改正後の⑤

⑥　（柱書略）

二　（略）

三　販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により商品若しくは指定権利の申込みを郵便等により受けた場合において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けて又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することが相手方の利益を損なうおそれがないと認められる場合として政令で定めるものに該当する電話勧誘販売

改正後の⑥

⑦　（柱書略）

二　（略）

三　販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により商品若しくは指定権利の申込みを郵便等により受けた場合において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結することが相手方の利益を損なうおそれがないと認められる場合として政令で定めるものに該当する電話勧誘販売

改正後の⑦

第三十六条の四①　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十八条第四項及び第六項において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者（以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその統括者の公正及び連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

一・二　（略）

②　（略）

第六条の二①　（略）

②　前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び連鎖販売取引電子メール広告をすることとつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

③　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告に、第三十五条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

④　（略）

⑤　前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る連鎖販売取引電子メール広告については、適用しない。

一・二　前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

三　（略）

第六条の四①　（略）

②　（略）

（禁止行為）

第三十四条①　統括者又は勧誘者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

一・二　（略）

②　（略）

（指示）

第六条①　主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは第三十七条第一項から第四項までに掲げる行為をした場合において連鎖販売業に係る連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認められるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一　（略）

二　（略）

三　主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認められるときは、その勧誘者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

四　（略）

②　主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

③　主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

④　（改正により追加）

⑤⑥　（略）

第三十九条①　主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第四項までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

②　（略）

（連鎖販売取引の停止等）

第三十九条の二①　主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第四項までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められるときは、その統括者又は勧誘者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

②　主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が同条第三項の規定による指示に従わないときは、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

③　主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第四項までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

④　（略）

第三十九条の二　（改正により追加）

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第四十三条の二　主務大臣は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる行為をしたか否かを判断する役務提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、当該表示をした事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該役務提供事業者又は当該販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第四十四条の二　主務大臣は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該役務提供事業者又は当該販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この

場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該役務提供事業者又は当該販売業者は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

（指示）

第四六条　主務大臣は、役務提供事業者が第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供の提供を受ける者又は特権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者（以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。）の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一　略

二　特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であって、顧客又は特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第四十四条第一項第一号から第八号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。

新三　（改正により追加）

三　前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であって、特定継続的役務提供に係る取引公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（改正後の四）

②　（改正により追加）

（業務の停止等）

第四七条①　主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定によりされた指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

②　略

第四七条の二（改正により追加）

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

②　前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

③　略

④　業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第五十三条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けないものを表示しなければならない。

⑤　前二項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。

一・二　略

三　前項に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第五四条の四①　業務提供誘引販売業を行う者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十八条第四項及び第六項において「業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者（以下この条において「業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその業務提供誘引販売に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。

一・二　略

②　略

第五六条①　主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売に係る業務を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一～三　略

四　前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であって、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

②　略

③　略

④　（改正により追加）

第五八条の二（改正により追加）

（業務提供誘引販売取引の停止等）

第五七条①　主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条の三（第五十五条の二において「業務提供誘引販売取引」という。）若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売に係る業務を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

②　略

③　（改正により追加）

第五七条の二（改正により追加）

（指示）

第五八条の一②　主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一　略

二　訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であって、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第五十八条の十第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。

新三　（改正により追加）

三　前二号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であって、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（改正後の四）

②　（改正により追加）

第五八条の三①　主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から第五十八条の十一までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

②　略

第五八条の三の二（改正により追加）

（通信販売に係る差止請求権）

第五八条の一九　適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売を行う場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利の売買契約の申込み役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、「その内容を含む」）について、著しく事実に相違する表示又は、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を反復に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

（電話勧誘販売に係る差止請求権）

②　（柱書略）

一　第二十四条第八項に規定する特約

二　略

第五八条の二九　（柱書略）

一　略

二　第二十六条第五項　第五十八条の十八

三　第二十七条第六項　第五十八条の二十

四　第二十八条第七項　第五十八条の十八第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十八条の二十第二項（第二号に係る部分に限る。）

五～九　略

（適用除外）

第五八条の三一　（柱書略）

一　略

二　第二十六条第五項　第五十八条の十八

三　第二十七条第六項　第五十八条の二十

四　第二十八条第七項　第五十八条の十八第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十八条の二十第二項（第二号に係る部分に限る。）

五～九　略

（指定法人）

第六一条①　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する業務（以下この項及び第六十六条第五項において「特定商引適正化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

②　（略）

（消費者委員会及び消費者経済審議会への諮問）

第六四条①　主務大臣は、第二条第四項、第二十六条第一項第八号ニ、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第一項第一号ロ若しくは第二号、第五十二条第一項又は第六十六条第一項（密接関係者の定めに係るものに限る）の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者経済審議会に諮問しなければならない。

（報告及び立入検査）

第六六条①　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、勧誘者、購入業者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

②　主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

③　主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と取引する者（次項の規定が適用される者を除く。）に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命じることができる。

④　主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他の者であつて、電磁的方法の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は同条第二号に規定する電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は電子計算機の映像面に表示されたメール広告の相手方の使用に係る電子計算機の用に供られたもののうち当該電子メール広告をするために用いられたものに関する情報（以下この項において「利用者情報」という。）の提出を命じ、又はその職員に利用者情報の提出を命じることができる。

⑤　主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と取引する者（次項の規定が適用される者を除く。）に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命じることができる。

⑥　主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他の者であつて、電磁的方法の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は同条第二号に規定する電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は電子計算機の映像面に表示されたメール広告の相手方の使用に係る電子計算機の用に供られたもののうち当該電子メール広告をするために用いられたものに関する情報（以下この項において「利用者情報」という。）の提出を命じ、又はその職員に利用者情報の提出を命じることができる。

⑦　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、勧誘者、購入業者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

⑧　第一項若しくは第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（改正後の⑦）

第六六条の二　**第六六条の六**　（改正により追加）

（主務大臣等）

第六七条①　（柱書略）

一　商品に係る販売業者に関する事項、商品に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、商品に係る業務提供誘引販売業者に関する事項並びに物品に係る購入業者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに当該商品及び物品の流通を所掌する大臣

二　指定権利に係る販売業者に関する事項、施設を利用しない役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用しない役務の提供を受ける権利に係る業務提供誘引販売業者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣

三・四　（略）

五　指定法人に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに販売に係る商品及び購入に係る物品の流通を所掌する大臣、役務の提供を行う事業を所管する大臣並びに特定継続的役務の提供を行う事業を所管する大臣、指定権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣、役務の提供を行う事業を所管する大臣

六　第六十四条第一項の規定による消費者員会及び消費者経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣

②―④　（略）

第六九条の二　（改正により追加）

第七〇条　第六条第一項から第三項まで、第二十一条、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七〇条の二　第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十三条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十七条第一項、第五十七条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（改正により削られた）

第七〇条の三　第六条第四項、第三十四条第四項又は第五十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（改正により削られた）

第七一条　第三十七条又は第五十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七二条①　（柱書略）

一　第四条、第五条、第十八条の八の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者（改正により削られた）

二　第七条、第十四条、第二十二条、第三十八条、第四十六条、第五十六条又は第五十八条の十二の規定による指示に違反した者（改正により削られた）

三―九　（略、改正後の一―七）

十　第六十六条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（改正により削られた）

十一　第六十六条第二項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（改正により削られた）

②　前項第四号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の三（第四項第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条の四第二項、第三十六条の三第四項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十三条若しくは第五十四条の三第四項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第十二条、第三十六条若しくは第五十四条の規定に違反して著しく事実に相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七三条　（柱書略）

一　（略）

二　第六十六条第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

三　第六十六条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第七十条の二　三億円以下の罰金刑

新二　（改正により追加）

二　第七十条の三　（改正後の①）

（改正後の②）

②　（改正により追加）